

大和市公告第105号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第88条第2項の規定により、大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業の換地計画を公衆の縦覧に供する。

なお、この換地計画について、意見がある利害関係者は、平成29年11月26日（日）までに施行者に意見書を提出することができる。

平成29年10月6日

大和市長 大木 哲

1 縦覧期間

平成29年11月13日（月）から同月26日（日）まで

2 縦覧場所

大和市福田2021番地2

大和市渋谷学習センター（高座渋谷駅前複合ビルIKOZA3階）

3 縦覧時間

午前9時から午後5時まで